

犬山市 創業支援補助金 Q&A

No.	分野	質問	回答
1	補助対象者について	過去に事業を経営していたことがある場合は、補助対象となるのか。	過去の経営経験の有無は関係ありません。認定申請時点で個人事業主又は法人の代表者でなければ補助対象となります。
2		現在、事業を営んでおり、新たに別事業を創業する(第2創業)場合は、補助対象となるのか。	認定申請時点で事業を営んでいる場合、補助対象となりません。認定申請前に廃業し、廃業届が提出されている場合は過去に事業の経験がある創業者として補助対象となります。
3		個人事業主が事業の法人化をする場合、補助対象となりますか。	いわゆる、「法人成り」の場合は、補助対象となりません。
4		親の事業を専従者として手伝っているが、独立して同様の事業を始める場合、補助対象となるのか。	個人事業主として所得税の申告をする場合は補助対象となります。ただし、親の事業を承継する場合は補助対象となりません。
5		学生・未成年の者でも補助対象となるのか。	補助対象となります。
6		現在犬山市民で、個人事業主として創業をする予定ですが、創業後に市外へ転出した場合は補助対象外となりますか。また、その場合いつまで犬山市内に居住する必要がありますか。	少なくとも創業後3年間は犬山市に居住していただく必要があります。3年以内に転出した場合は、補助金の返還を求める場合があります。
7		平日は会社勤めをし、土日のみ営業の飲食店を創業する場合、補助対象となるのか。	創業する事業で主に生計を立てる人を対象とするので、平日に別事業や会社に勤める場合は補助対象とはなりません。

No.	分野	質問	回答
8	補助対象者について	自宅の一室を事務所として利用し創業したいと考えているが、補助対象となるのか。	事業を行っていることを対外的に明示し、県税事務所が開業・事務所等設置報告書または法人の設立・設置申告書を提出すれば補助対象となります。
9		キッチンカーなどを使った移動販売事業で創業したいと考えているが、補助対象となるのか。	店舗が仮設、臨時及び設置が恒久的でないものは補助対象となりません。実店舗を構え、さらにキッチンカーなどを利用した移動販売を行う場合は補助対象となります。
10	補助対象経費について	空き店舗を居抜きで使う場合、改装費用は補助対象費用となりますか。	改装費用についても補助対象経費となります。
11		店舗を新築して創業する場合、補助対象経費としては何が考えられますか。	事業所等の建設費については補助対象経費となります。また、移住の場合は土地や建物の取得費用について、移住支援加算補助の対象となります。
12		設備費は、中古のものを購入しても対象経費になりますか。	購入により取得し、支払等を証明する書類が入手できれば補助対象となります。
13		設備費はリースしたのも対象となりますか。	事業の実施に必要な設備の購入費用が対象となりますので、リース物件については対象外となります。
14	補助対象経費について	見積りは複数者取る必要がありますか。	設備費に関しては新品100万円以上、中古50万円以上の場合、複数者から見積もりの取得をしてください。それ以外に定めはありません。

No.	分野	質問	回答
15	補助対象経費 について	広報費にはどのようなものが含まれますか。	・テレビや新聞、インターネット等の広告費 ・新聞折込チラシ製作、印刷等費用 ・ダイレクトメール製作、印刷、郵送費用 ・ホームページの制作費(ランニングコストは除く)などが考えられます。
16		創業後に行うチラシの配布に関しては対象となりますか。	補助の認定日から交付申請日までに要した費用であれば創業後でも対象となります。
17		スタッフの求人広告を出す場合は広報費の対象となりますか。	広報費は販路開拓を目的としたものが対象となるため、求人目的の広告は補助対象となりません。 創業後の場合、産業振興補助金に求人広告等の補助メニューがありますので、ご活用ください。
18		オープニングキャンペーンにかかる費用は補助対象となりますか。	店舗のPR・販売促進が目的であれば、広報費として補助対象となります。
19	申請について	補助金の利用を検討している場合、いつ相談すればよいですか。	認定申請前に中小企業相談士との無料相談のうえ、創業計画の作成が必要になります。 補助金の利用を検討されている場合、お早めに犬山市産業課までご相談ください。
20		認定申請前に着工してしまった場合、補助対象とはならないでしょうか。	創業に伴う事業全般に着手する前に認定申請を頂く必要がありますので、認定申請できません。事業所等の工事会社との契約、賃貸契約、法人登記や法人登記のための司法書士との契約、備品の購入、広告の契約などの前に認定申請をしてください。
21		認定申請の時点では見積等が取れてない場合、その経費は予定で良いか。	申請時点で予定であることは問題ありません。ただし、事業全体の金額が増額となったとしても交付決定額を増額することはできませんので、ある程度金額を精査したうえでご申請ください。

No.	分野	質問	回答
22	申請について	認定申請後、どのような変更をした場合に変更等認定申請書を提出する必要がありますか。	屋号・会社名、事業所の所在地などに変更が生じた場合や、「補助対象事業計画書」に記載した事業に変更が生じた場合は変更等認定申請書の提出が必要です。ただし、「補助対象事業計画書」に記載した事業経費が高くなった場合や安くなった場合は変更認定申請書の提出は不要です。
23		認定申請後、「補助対象事業計画書」に記載した事業の一部を取りやめる場合、何か手続きは必要ですか。	「補助対象事業計画書」に記載した事業の変更に該当するため、変更等認定申請書の提出が必要です。この場合、中小企業診断士の支援を受けたいうえで、変更計画の作成をする必要があります。
24		認定申請時より補助対象経費が高くなった場合、認定申請時の補助決定額を増やすことは可能ですか。	補助決定額を増やすことはできません。また補助対象経費が減った場合は、交付額が減る場合もありますのでご注意ください。
25		認定申請から交付申請までの間に年度をまたぐことは可能か。	認定日から交付申請日まで1年以内であれば補助対象となります。
26		市税等の未納がないことの証明書はどのように取得することができるか。	犬山市収納課で取得することが可能。ただし、移住者の場合は不要となる。
27		実績報告書の添付書類として、補助事業に係る支払が完了したことを証する書類とありますが、領収書が発行されない場合は何を添付すればよいですか。	振り込みに使用した通帳の写しや、ネットバンキングで振り込みした際の取引明細書を印刷したものなど、振込日・振込先・振込金額が分かるものを添付してください。
28	移住支援加算補助について	住民票を移さずに犬山市以外に住んでおり、創業後は犬山市に住む場合は対象となりますか。	犬山市以外で3年以上居住していた実態が確認できれば対象となります。(犬山市以外での賃貸契約書や公共料金領収書等)

No.	分野	質問	回答
29	移住支援加算補助について	犬山市に住民票を移さずに、犬山市に住みながら事業を実施する場合、移住支援加算補助の対象となるのか。	犬山市に住民票を移すことが条件となりますので、移住支援加算補助の対象とはなりません。また、個人事業主の場合は、創業支援補助金として対象外となります。
30		引越し費用にはどのようなものが含まれますか。	移住に伴う引越し業者へ支払う費用や、移住者の引越しにかかる交通費が対象経費となります。(交通費は1回限り、自家用車の場合ガソリン代は対象外)
31		店舗を借りてから改装中も賃借料として対象となりますか。	事業所として使用を開始する日以降が対象となるため、対象は創業の日以降となります。
32	その他	国や県などの補助金(他の補助金)と併用はできますか。	他の補助金で交付を受けていない経費については可能です。ただし、他の補助金の交付要綱で別の補助金との併用を不可としている場合、他の補助金交付を受けられなくなる可能性がありますので、ご注意ください。
33		補助金を受けた後は、何か義務が発生しますか。	創業の日以降の3年間、決算に係る確定申告書又は財務諸表等の決算書類を提出いただく必要があります。また、3年以内に事業をやめた場合、補助金を返還していただくことがあります。
34		この補助金を受けて廃業した後に、改めてこの補助金を活用することはできますか。	できません。当該補助金については、一人につき一度までの補助制度となります。